

射水市耐震改修促進計画（別紙）

○住宅の耐震化率（平成 30 年度） 76.0%

○多数の者が利用する建築物の耐震化率（令和元年度） 93.0%

○住宅の耐震化支援

1. 木造住宅耐震改修等支援事業（平成 17 年度から実施）

耐震改修を希望する木造住宅の所有者等に対し、県と市が連携して耐震改修工事対して補助金を交付し、耐震化に対する支援を行っています。

また、建物の倒壊から人命を守る可能性を高めることを目的に、部分的な改修（平成 26 年度から実施）、段階的に行う改修（令和元年度から実施）への支援を、令和 5 年度からは、地震発生時に塀の倒壊から人命を守り、避難・復旧活動の安全性を高めるため、避難道路に面する危険なコンクリートブロック塀及び組積造の塀の撤去及び撤去後の設置に対する支援を行っています。

（1）耐震改修

対象建築物			
木造一戸建て住宅、階数 2 以下 昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工して建てられたもの 在来軸組工法			
対象工事	補助金額	補助率	
以下の 4 つのメニューのいずれかに該当する工事 ア 建物全体（1 階+2 階）を IW 値 1.0 以上に改修 イ 1 階主要居室（寝室・居間等）だけを IW 値 1.5 以上に部分改修 ウ 1 階（全体）だけを IW 値 1.0 以上に部分改修 エ 建物全体を IW 値 0.7 以上に簡易改修（段階的改修）	限度額 120 万円	4/5	

（2）ブロック塀撤去

対象建築物			
基準を満たしていない危険なコンクリートブロック塀または組積造			
対象避難道路	対象工事	補助金額	補助率
以下を除く、住宅等から避難場所へ通じる道路 ア 避難場所に向けて誰も通らない箇所 イ 当該塀との間に幅 90 cm 超の水路がある箇所	I 撤去	限度額 12 万円	2/3
	II 撤去・設置	限度額 撤去 12 万円・ 設置 6 万円	

(3) 補強設計（令和6年度から実施）

耐震化を促進するため（1）の事業（耐震改修）を年度内に着工することを条件に、事業実施のための耐震補強計画の策定に対する支援を行います。

対象工事等	補助金額	補助率
耐震補強計画の策定	限度額 20万円	2/3

2 液状化被災住宅耐震改修等支援事業（令和6年度から実施）

能登半島地震で液状化等による被害を受けた木造住宅について、被災者の負担軽減や生活再建を支援するため、建替・耐震改修工事に対する支援を行います。

対象建築物		
木造一戸建住宅、階数が2以下 在来軸組工法 罹災証明（準半壊以上） IW値1.0以下の住宅（全体改修、部分改修を行う場合） IW値0.7以下の住宅（段階的改修を行う場合）		
対象工事	補助金額	補助率
建替 基礎補強工事（必須）	限度額 140万円	4/5
改修 1の(1)の耐震改修工事（必須）		

3 耐震シェルター等設置補助事業（令和7年度から実施）

対象建築物		
木造一戸建て住宅、階数2以下 昭和56年5月31日以前に着工して建てられたもの 在来軸組工法 ※耐震診断は不要		
対象工事	補助金額	補助率
耐震シェルター設置工事	限度額 60万円	2/3
防災ベッド設置工事	限度額 20万円	2/3